

環境省同時発表

平成20年10月28日

## 残留性有機汚染物質検討委員会第4回会合（POPRC4）の結果 について

10月13日から17日まで、ジュネーブにおいてPOPRC4が開催され、新たに4種類の物質について、ストックホルム条約に基づき、今後国際的に廃絶・制限を行うべき旨の勧告が決定されました。

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs: Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。

条約第8条に基づき、条約対象物質への追加について検討するための検討委員会（POPRC）が設置されており、その第4回会合が、10月13日～17日、ジュネーブ（スイス）で開催されました。委員会は、我が国の北野大 明治大学教授を含む31名の専門家より構成されています。

POPRCでは、新たに提案された規制候補物質について、①スクリーニング、②危険性の概要（リスクプロファイル）、③危険の管理に関する評価 の評価プロセスを経て、締約国会議（COP）への勧告を行います。その上で、COPにおいて、廃絶・制限の対象にするか否かを最終決定することになります。

会合では、以下が決定されました。

(1) スクリーニング段階の審議にかかっていた2物質のうち、エンドスルファンについては、スクリーニング基準を満たすとされたためリスクプロファイル案を作成する段階に進めることを決定。ヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）については、審議に供する資料の不備があったため今回は情報交換のみが行われ、次回会合（POPRC5）へ審議を持ち越し

- (2) リスクプロファイルの審議にかかっていた短鎖塩素化パラフィンについては、当該物質が長距離移動の結果重大な悪影響をもたらすおそれがあるのか議論が収束しなかったため、危険の管理に関する評価案を作成する段階に進めるかどうかの結論を次回会合（POPRC5）へ持ち越し
- (3) 危険の管理に関する評価の審議にかかっていた商業用オクタブロモジフェニルエーテル、 $\alpha$ -HCH、 $\beta$ -HCHについては、第4回締約国会議（2009年（平成21年）5月開催予定）への附属書A（廃絶）に追加する旨の勧告。ペンタクロロベンゼンについては、同会議への附属書A（廃絶）及びC（意図的でない生成）に追加する旨の勧告

今回会合を踏まえ、来年5月の第4回締約国会議（COP4）において、前回会合で勧告を決定した5物質（クロルデコン、リンデン、ペンタブロモジフェニルエーテル、商業用ヘキサブロモビフェニル、パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩（PFOS））とともに、上記（3）の4物質を条約の対象物質とすることについての検討が行われる予定です。

**【参考1】 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）とは**

POPs条約とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。

対象物質については、POPsの検討委員会（POPRC）において議論されたのち、締約国会議（COP）において決定されます。

締約国会議で決定後、日本など条約を締結している加盟国は、対象となった物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の所法令で製造、使用等を規制することになっています。

経済産業省関連情報ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/pops.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html)

POPs条約ホームページ（英語）

<http://www.pops.int/>

## 【参考2】 今回対象物質とその結果

### ①次回にスクリーニング評価を延期した物質

物質名	主な用途	提案国
HBCD	難燃剤	ノルウェー

### ②スクリーニング評価がなされ、リスクプロファイル案作成に進んだ物質

物質名	主な用途	提案国
エンドスルファン	農薬	欧州連合

### ③リスクプロファイル案が審議されたが次回に結論を延期した物質

物質名	主な用途	提案国
短鎖塩素化パラフィン	難燃剤	欧州連合

### ④危険の管理に関する評価を採択し締約国会議への勧告を決定した物質

物質名	主な用途	提案国
ペンタクロロベンゼン	農薬、非意図的生成物	欧州連合
商業用オクタブロモジフェニル エーテル	プラスチック難燃剤	欧州連合
$\alpha$ -HCH	リンデンの副生物	メキシコ
$\beta$ -HCH	リンデンの副生物	メキシコ

## 【参考3】 今後のスケジュール（予定）

2008年（平成20年）10月 POPRC4（終了）

2009年（平成21年）5月（予定） 第4回締約国会議（COP4）

- ・前回POPRC3で勧告された5物質と④の4物質に関する附属書への採択の検討

2009年（平成21年）10月（予定） POPRC5

- ・①のスクリーニング評価に関する検討
- ・②及び③のリスクプロファイル案の検討

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局化学物質管理課長 福島洋

担当者：門松、田村、蔵方

電話：03-3501-1511（内線 3691～5）

03-3501-0080（直通）